

写

土監発第47号  
令和3年7月9日

土浦市長 安藤 真理子 殿  
土浦市議会議長 小坂 博 殿  
一般財団法人大土浦市産業文化事業団  
理事長 栗原 正夫 殿  
社会福祉法人大土浦市社会福祉協議会  
会長 安藤 真理子 殿  
公益社団法人大土浦市シルバー人材センター  
理事長 前田 浩 殿

土浦市監査委員 藤田雪絵  
同 内田卓男



### 令和3年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による令和3年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

## 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 第2 監査の対象

令和2年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

団体名	所管部課名	補助金	金額
一般財団法人 土浦市産業文化事業団	産業経済部 商工観光課	交付額	126,723,000円
		返還額	1,191,645円
		補助金額	125,531,355円
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会	保健福祉部 社会福祉課	交付額	141,714,000円
		返還額	9,489,926円
		補助金額	132,224,074円
	保健福祉部 高齢福祉課	交付額	10,629,000円
		返還額	1,558,978円
		補助金額	9,070,022円
公益社団法人 土浦市シルバー人材センター	保健福祉部 高齢福祉課	交付額	10,978,000円
		返還額	0円
		補助金額	10,978,000円

### 第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

#### 1 団体に関する事項

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (8) 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- (9) 精算報告は適正に行われているか。
- (10) 精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (11) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (12) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (13) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。

(14) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## 2 市所管部課に関する事項

- (1) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。
- (4) 随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (6) 公益上の必要性は十分か。
- (7) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。
- (8) 貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (9) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (10) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (11) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (12) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (13) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (14) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (15) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (16) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (17) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (18) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。
- (19) 行われている場合、その内容や理由は妥当か。

## 第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員及び市所管部課職員へのヒアリングを実施した。

本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

### 1 一般財団法人士浦市産業文化事業団

	日程	場所
事前監査	令和3年4月20日（火）～23日（金）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和3年5月28日（金）	土浦市役所302会議室

### 2 社会福祉法人士浦市社会福祉協議会

	日程	場所
事前監査	令和3年5月13日（木）～18日（火）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和3年5月28日（金）	土浦市役所302会議室

### 3 公益社団法人士浦市シルバー人材センター

	日程	場所
事前監査	令和3年5月10日（月）～13日（木）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和3年5月28日（金）	土浦市役所302会議室

## 第6 監査の結果

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の事項を除き、おおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

### 指摘事項

#### 1 一般財団法人士浦市産業文化事業団

(1)補助金の増額を求める手續	補助金の増額を求める申請をしているが土浦市産業文化事業団本部運営補助金交付要項に補助金の増額を求める手續が明示されていないことから、適正な事務の執行のため、当該手續を明示されたい。
(2)補助対象事業	産業文化事業団本部運営補助金については、産業文化事業団の本部の運営に必要な経費を補助するものであるが、申請に当たり事業計画書の提出を求めておらず、必要とする補助金の積算根拠は示されているものの、どのような事業に対する補助なのか明確でないため、補助の対象となる事業の内容や規模などを確認した上で補助金を交付されたい。 また、実績報告書についても同様に実施した事業の内容の把握

	が必要と考えられる。
(3)補助金の精算手続	産業文化事業団本部運営補助金交付要項について、市が実績報告を受けて、補助金の交付額を決定したあとでなければ作成できないはずの概算払精算書を実績報告書の添付書類として提出を求めており、適正な事務処理とは考えられないため、必要な見直しをされたい。

## 2 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

(1) 補助対象事業間での経費の配分の変更に係る手続	<p>消費税補助金が不足し、補助金の追加交付を求めた申請の際、交流キャンプ補助金及び国際盲人マラソン大会補助金の執行がなかったため、その補助額を流用し、更に足りない分の追加交付を求めてている。</p> <p>しかし、補助対象事業ごとに補助の目的及び対象があるはずであり、執行の予定がないからといって他の補助対象事業に流用を認められるものではない。</p> <p>したがって、補助対象事業の内容及び経費の配分の変更について、承認を求めていないことは、不適切であるため、適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、交流キャンプ補助金及び国際盲人マラソン大会補助金については、消費税補助金に流用したため、執行していないはずなのに実績報告書等では、それぞれの補助額を執行しているような報告内容になっており、実態と相違するものとなっているため、併せて事務処理を見直されたい。</p>
(2) 補助金の増額を求める手続	補助金の増額を求める申請をしているが社会福祉協議会事業補助金交付要項に補助金の増額を求める場合の手續が明示されていないことから、適正な事務の執行のため、当該手續を明示されたい。
(3) 補助対象事業の明示	「地域福祉に関する事業で市長が必要と認めるもの」として補助金を交付しているものについては、社会福祉協議会事業補助金交付要項に事業名、補助対象経費及び補助率が事業ごとに明示されておらず、補助率、補助対象経費及び交付額が適正であるか確認できないため、補助金の交付対象となる事業名、補助対象経費、補助率等を当該要項に明示されたい。
(4) 補助金の精算手続	土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項について、市が実績報告を受けて、補助金の交付額を決定したあとでなければ作成できないはずの概算払精算書を実績報告書の添付書類として提出を求めており、適正な事務処理とは考えられないため、必要な見直しをされたい。
(5) 追加交付の財源	社会福祉協議会から補助金の増額を求める申請を受け、市が増額を認めるに当たって作成した起案に増額して交付するために

	必要な財源に関する記載がなく、追加交付するためにどの財源を充てるか明確になっていないことから、適正な事務処理をされたい。
(6) 補助金の精算	市の補助金の交付先である社会福祉協議会から別の団体に交付している補助金について、市が社会福祉協議会に交付した補助金の精算をする際、市では当該団体の実績報告書等を確認していないようだが、実績報告書等を確認しないと補助金が適正に執行されたか判断できないため、当該団体に交付した補助金の執行状況を把握した上で、精算するようにされたい。
(7) 実績報告書の提出時期	市の補助金の交付先である社会福祉協議会から別の団体に交付している補助金について、社会福祉協議会の社会福祉協議会福祉団体等補助金交付要項では、補助金の交付申請の際に前年度の実績報告書を求めるような内容になっているが、これでは、実績報告がないまま補助金を精算することになるため、同要項を改正し、適正な事務処理をされたい。

### 3 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

(1) 事業運営状況報告書	シルバー人材センターが毎月市に提出している事業運営状況報告書は、土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項にその様式が定められているが、実際に報告されている様式と異なつており、同要項を改正されたい。
(2) 補助金の額の適正性	土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項では、シルバー人材センターの運営費を補助対象経費としているが、補助対象経費に対する補助率や交付する補助金の算出式等を定めていないので、市が補助対象事業にどれだけの財政的援助をしようとしているか分からず、補助の目的を達成するために必要な額が過不足なく交付されているのか判断できないため、改めて補助の目的や対象を精査し、補助金の額の算出根拠を明確にする等必要な見直しをされたい。

### 第7 監査委員の意見

監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものについては、次のとおりである。

#### 意見

##### 1 一般財団法人土浦市産業文化事業団

(1) 支出科目	本部運営補助金について、支出科目が適切でないものが見受けられたことから適正に処理されたい。
----------	---

(2) 補助金の必要性等の検証	本部運営補助金については、市の補助金等検討委員会の審査の対象となっておらず、他に必要性等を見直す仕組みもないため、補助金の必要性等について、検証されたい。
(3) 都市公園の使用許可	霞ヶ浦観光にぎわい事業でイルミネーションを設置する会場である霞ヶ浦総合公園の使用に当たり、都市公園の使用許可の申請が遅れたり、イベントのスケジュールの変更に伴う変更許可申請を行っていなかつたりするものが見受けられたため、適正に処理されたい。
(4) 契約保証金	霞ヶ浦観光にぎわい事業のイルミネーションの設置等に係る委託契約において、市では、委託料が500万円を超える契約を行う場合は、契約保証金を徴していることから、確実な契約の履行を確保するため、市に準じて実施することを検討されたい。
(5) イルミネーションの在庫の把握	霞ヶ浦観光にぎわい事業のイルミネーションの設置等に係る委託契約の仕様書で「撤収時に検品し、記録に残すこと」になっているものの、事業団では、その記録を確認していないようであるが、次年度の事業の実施に必要なイルミネーションの数を把握し、計画的に実施するため、その記録を活用されたい。

## 2 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会が交付している補助金の交付額等の検討	市の補助金の交付を受けて、社会福祉協議会から補助金を交付している団体では、補助金の交付額を超える繰越金がある団体や約69万円の繰越金がある団体があるため、補助金の必要性や補助金の交付額が適正であるか検討されたい。
(2) 補助金の必要性等の検証	社会福祉協議会事業補助金については、市の補助金等検討委員会の審査の対象となっておらず、他に必要性等を見直す仕組みもないため、補助金の必要性等について、検証されたい。

## 3 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

運営状況報告書の提出期限	市への毎月の運営状況報告書の提出が期限を過ぎているものがあったことから、適時に報告を行うよう心掛けられたい。
--------------	--

